

令和 5 年度 地域包括支援センター事務調査結果について

1 事務調査の目的

芦屋市地域包括支援センターの適正な事業の運営確保・委託業務の評価を目的とするもの。

2 事務調査実施の根拠

芦屋市地域包括支援センター業務委託契約書第 5 条及び業務委託仕様書 2.1 条に基づいた事務調査の代替として実施するもの。

3 事務調査概要

対象支援センター名	実施日時
西山手地域包括支援センター	令和 6 年 1 月 9 日（火）午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分
東山手地域包括支援センター	令和 5 年 12 月 20 日（水）午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分
精道地域包括支援センター	令和 6 年 1 月 19 日（水）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
潮見地域包括支援センター	令和 6 年 1 月 18 日（木）午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分

〔確認書類〕

■ 地域包括支援センターについて

- 1 地域包括支援センター職員配置表（人員体制図）
- 2 地域包括支援センター職員の事務分担表
- 3 直近 2 か月の勤務体制表及び出勤簿（またはタイムカード） *11 月、12 月分
- 4 運営規程
- 5 重要事項説明書
- 6 地域包括支援センターと利用者の契約書
- 7 地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の契約書
- 8 職員履歴書及び資格、経験が分かる書類（令和 4 年度から従事している職員のみ）
- 9 職員の研修受講記録
- 10 秘密保持対応（就業時の取決め、利用者の同意等の記録、個人情報保護等を含む）
- 11 苦情処理対応（体制・マニュアル・記録等）
- 12 緊急時の連絡体制に関する書類（BCP）
- 13 令和 5 年度地域包括支援センター業務について歳入歳出執行状況が把握できる書類
（委託料対象外経費の介護予防支援事業含む）
- 14 地域包括支援センターの事業評価（令和 5 年度回答分）

■ 指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業について

- 1 プラン（3 職種が作成している場合はそれも含む）
- 2 サービス事業者の導入割合が把握できる書類
- 3 要支援者等が要介護認定を受けた場合のケアプラン引き継ぎ先が把握できる書類
- 4 要支援者等のケアプランの委託先が把握できる書類

〔確認事項〕

管理者、センター長、S V、予算決算担当 等より

(1) 人員体制について

- ① 令和5年度職員の欠員の有無に関すること
- ② 令和6年度職員の体制に関すること

(2) ケアプランについて

- ① ケアマネジメントA、Bについて3職種と予防プランナーの分担に関すること
- ② 予防プランナーのプラン作成合計件数に関すること
- ③ 3職種の総合事業プラン作成合計件数に関すること
- ④ プラン作成の委託およびサービス事業所の導入割合の公平性に関すること
- ⑤ 居宅介護支援事業所との連携に関すること

(3) 歳入・歳出執行状況について

(4) 相談内容について

- ① 地域包括支援センター
- ② 認知症相談センター
- ③ 令和6年度に向けた活動に関すること

(5) その他について

- ① 地域の特性、センターの特徴等に関すること
- ② 総合事業開始に伴う3職種の業務量の変化に関すること

(6) 認知症地域支援推進員について

- ① 令和5年度の実施事業、課題に関すること
- ② 令和6年度の実施事業の見込みに関すること

(7) 介護予防事業担当について

- ① 令和5年度の実施回数、月毎の実施回数、実施期間、実施内容、人員配置見込み、3職種の介護予防事業の関わり及び課題に関すること
- ② 令和5年度の実施回数、月毎の実施回数、実施期間、実施内容、人員配置見込み、3職種の介護予防事業に関すること

(8) 共通事項

- ① 市に対する要望

5 実施結果

(1) 人員体制について

- ① 各センター配置基準に不足することなく配置できているが、人材確保には苦慮している。
- ② 介護予防支援事業所との連携は各センターとも良好であり、適宜、情報共有の場が設定されていた。

(2) ケアプランについて

- ① 予防プランは、各センターによってばらつきがあるが、1人あたり平均で50～70件程度であった。
- ② 三職種の持つ指定介護予防支援および総合事業に関する件数は、10件前後で前年度と大きな変化は無かった。

- ③ 居宅介護支援事業所を選択する際は、複数の選択肢から選べるように対応しており、委託先の選定に関する公平性も担保されていた。
- ④ ケアプランの委託先となる居宅介護支援事業所が見つかりにくい状況が続いている。また、要介護認定者においても、同様である。

(3) 認知症相談センターについて

- ① 各センターに配置している認知症支援推進員が中心となり、認知症当事者やその家族の場づくり、若年性認知症支援体制の構築、認知症の正しい理解に関する啓発活動に取り組んだ。
- ② 認知症が他人事から自分事になるよう、4センター合同啓発リーフレットを作成した。

(4) 介護予防事業担当について

- ① 介護予防事業と地域支え合い推進員を兼務している場合は、より活動が行いやすい。
- ② センター内で、介護予防事業と地域支え合い推進員の担当者間で連携し、取り組んでいる。
- ② 各センターで行う介護予防事業の内容を共有できるような場の設定が必要である。

(5) 業務内容について

- ① 一部のセンターでは、生活困窮や高齢者虐待に関する対応が増加していた。
- ② コロナ禍前と比べて、相談内容が大きく変化した印象は無いが、相談件数が全体的に増加しているように思われる。
- ③ 予防プランの委託先が見つからず、その調整に時間がかかることが増えている。
- ④ 相談者からのカスタマーハラスメントと捉えられる言動に苦慮することがある。
- ⑤ コロナ禍明けで、地域活動も活発になり、地域のイベント等に出向くことも増えた。